

個人賛助会員会則及び賛助会費規定

- 第1条 本財団の趣旨に賛同して賛助会費を納入する個人を賛助会員とする。
- 第2条 賛助会員、別に定める「個人賛助会員の特典」に基づいて、本財団が実施する事業活動に参加することができる。
- 第3条 基本賛助会費は、1口を年間3万円とする。賛助会費は、年間1口以上（年額3万円以上）とする。
- 第4条 賛助会員は、個人賛助会員名簿に登録する。
- 第5条 賛助会員は、退会しても既納の賛助会費、臨時賛助会費その他の資産に対して、何等の請求をすることができない。
- 第6条 賛助会員の賛助会費が納入されていない場合は、やむを得ず退会の手続きをとることもある。
- 第7条 本規定は、理事会の決議を経て、理事長がこれを訂正することができる。

INDIVIDUAL MEMBERSHIP 個人賛助会員

本財団の活動に賛同し、参加したい個人の方
年間口数1口以上（年間3万円以上）

- ◆ 月間会報誌「ファッション・カレンダー」の1部配布
- ◆ 本財団の主催、後援の催しの事前告知
- ◆ ファッション啓蒙事業の公開セミナー、シンポジウムや服飾史講座等に於ける会員のご招待、またはご優待料金の入場
- ◆ 本財団の発行する出版物等の10%割引購入